

# 山鹿市職員（普通会計）の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	48,002人	34,352,349 千円	2,960,896 千円	5,133,321 千円	14.9%	13.5%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

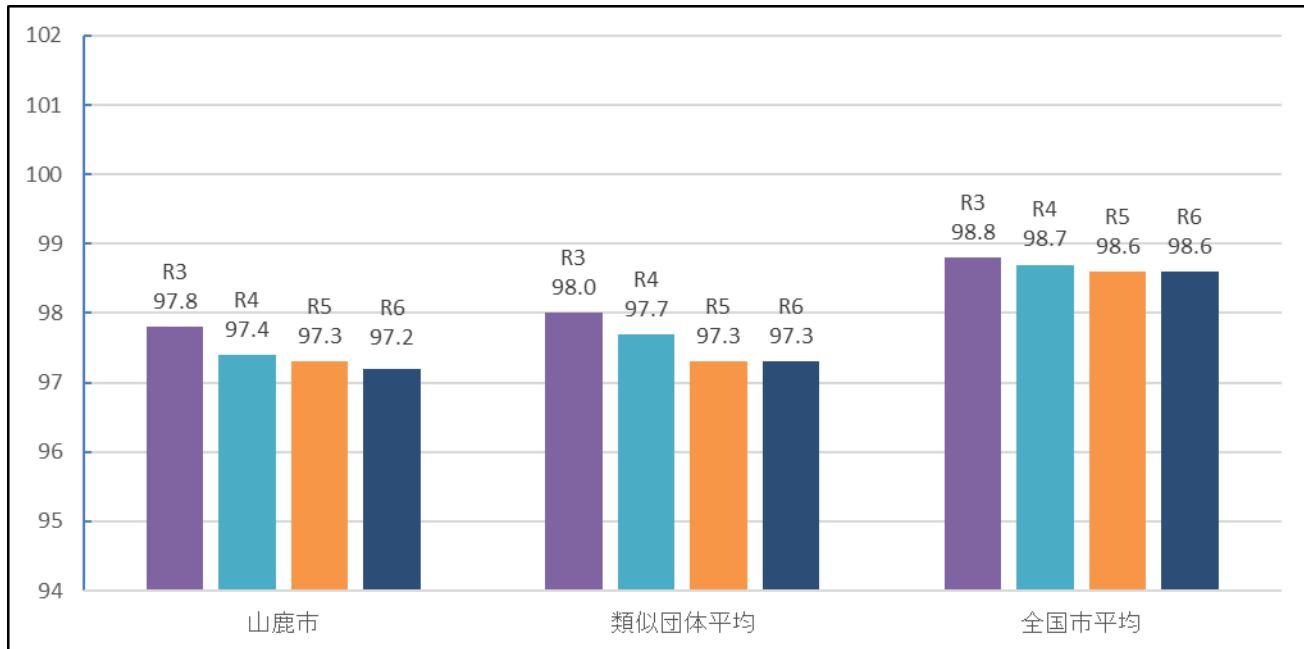
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	465人	1,879,552 千円	270,386 千円	781,394 千円	2,903,141 千円	6,243 千円	5,916 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数 × (1+該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期)

平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引下げ。

激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

[ 実施 ]

国と同様に見直しを実施。

(平成28年4月1日実施 対象地域：東京都特別区 18%→20%)

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山鹿市	43.0歳	322,926円	374,473円	350,861円
熊本県	43.1歳	326,884円	398,464円	352,360円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.6歳	318,300円	374,345円	343,522円

### ②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 B	
山鹿市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち学校 給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその 他技能労 務職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	56.0歳	162人	321,885円	356,697円	334,835円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	11人	307,888円	334,311円	319,875円	—	—	—	—

年収ベース（試算値）の比較	公務員(C)	民間(D)	C/D
山鹿市	—	—	—
うち学校給食員	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等は完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山鹿市	50.6歳	361,400円	374,723円
熊本県	44.5歳	364,829円	402,966円
国	—	—	—
類似団体	40.8歳	301,577円	333,558円

- (注) 1 「平均給料月額」とは令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		山鹿市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	173,700円	—
	中学卒	155,300円	156,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,329円	347,650円	373,917円	399,733円
	高校卒	229,600円	298,250円	351,175円	380,475円
技能労務職		—	—	—	—

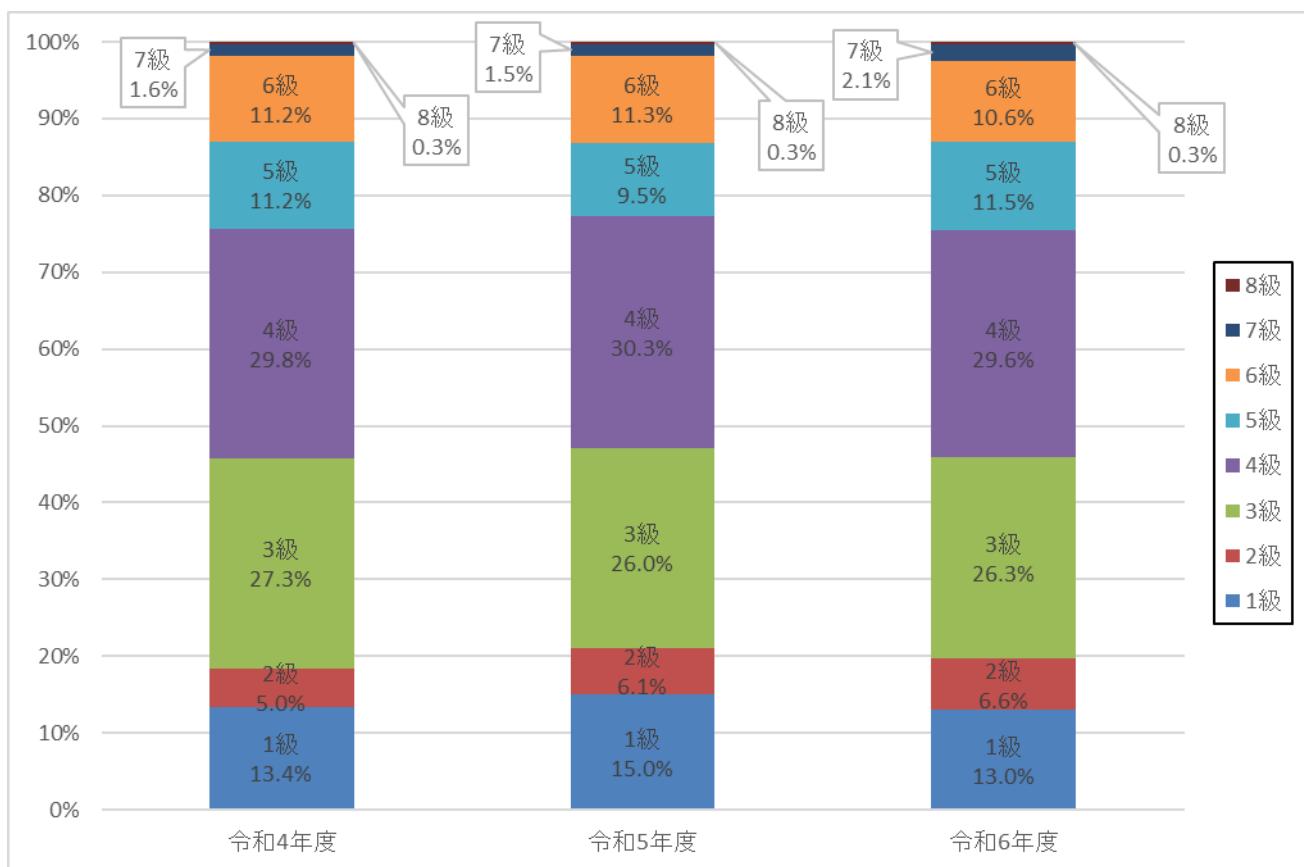
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	43人	13.0%	162,100円	249,400円
2級	主事	22人	6.6%	208,000円	305,200円
3級	係長 主任 主任主事	87人	26.3%	240,900円	351,000円
4級	係長 主任	98人	29.6%	271,600円	382,000円
5級	課長 課長補佐	38人	11.5%	295,400円	394,000円
6級	課長	35人	10.6%	323,100円	411,300円
7級	部長	7人	2.1%	365,500円	446,200円
8級	部長	1人	0.3%	410,300円	470,000円

(注) 1 山鹿市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

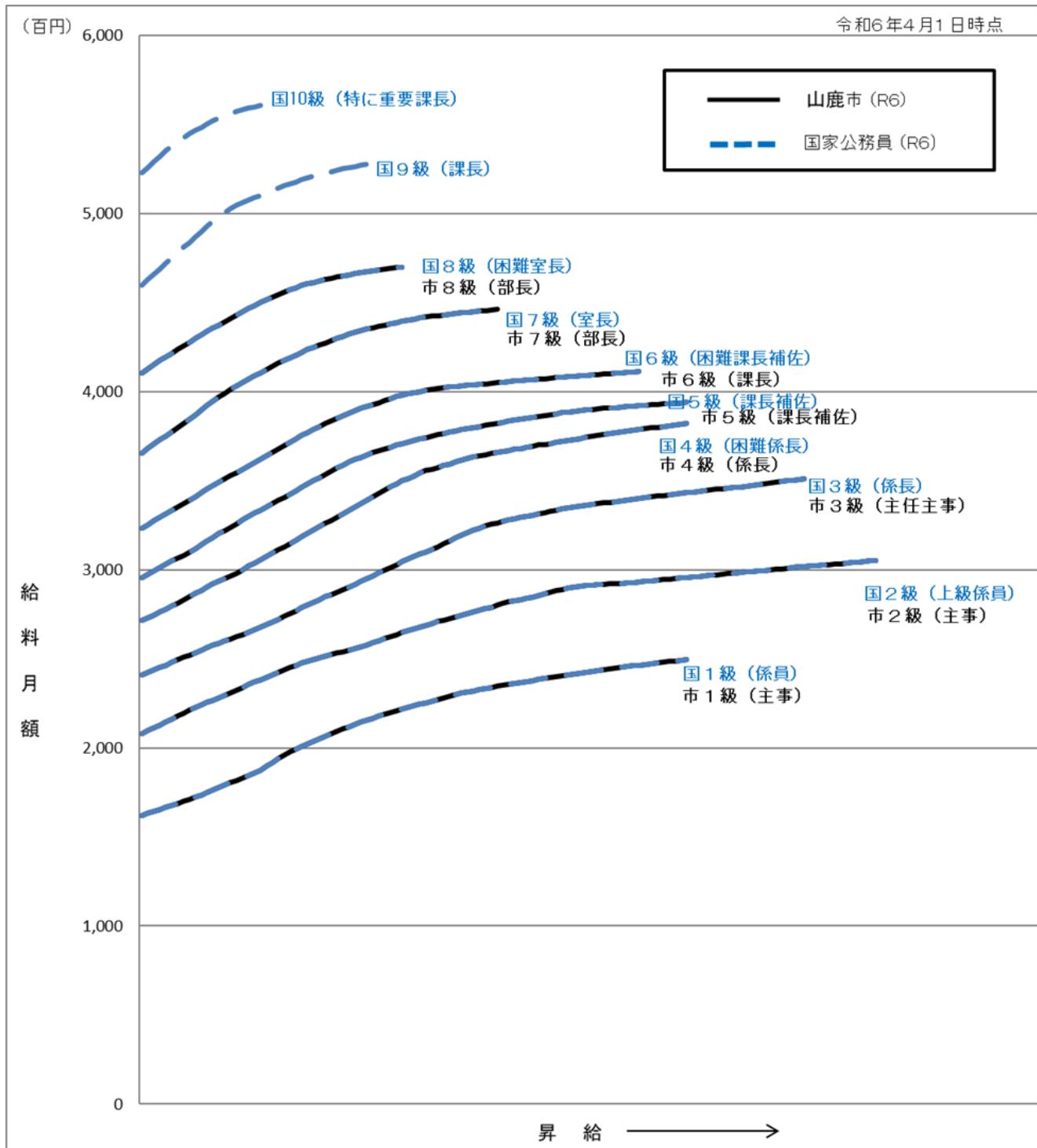
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## 等級及び職制上の段階ごとの職員数

等級	職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	43	13.0%	主事	43	184	55.6%	係員級
				技師等	0			
				計	43			
2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師	22	6.6%	主事	22	66	19.9%	係長級
				技師等	0			
				計	22			
3級	係長、主任、主任主事、主任技師の職務	87	26.3%	主任	7	34	10.3%	課長補佐級
				主任主事	78			
				主任技師等	2			
4級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う係長、主任の職務又はこれらに相当する職務	98	29.6%	計	87	66	19.9%	課長級
				主任	32			
				係長	47			
				保育園長	4			
				専門員	14			
				隣保館長	1			
				計	98			
5級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐の職務又はこれらに相当する職務	38	11.5%	課長補佐	24	34	10.3%	課長補佐級
				センター長補佐	3			
				局長補佐	1			
				室長補佐	1			
				主幹	5			
				室長	2			
				審議員	2			
6級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務又はこれらに相当する職務	35	10.6%	計	38	34	10.3%	課長級
				課長	23			
				センター長	4			
				事務局長	2			
				審議員	1			
				次長	4	6	1.8%	次長級
				会計管理者	1			
7級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務又はこれらに相当する職務	7	2.1%	計	35			
				議会事務局長	1	7	2.1%	部長級
				部長	5			
				首席審議員	1			
				計	7			
8級	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務又はこれらに相当する職務	1	0.3%	部長	1	331	100.0%	
				計	1			
総計		331	100.0%		331	331	100.0%	

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から 令和7年4月1日までにおける運用	管理職員	一般職員		
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和8年度	令和8年度	令和8年度	令和8年度

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

山 鹿 市	熊 本 県	国
1人当たり平均支給 (R5 年度) 1,597 千円	1人当たり平均支給額 (R5 年度) 1,778 千円	—
(R5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和 5 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和 8 年度	令和 8 年度	令和 8 年度	令和 8 年度

##### (2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

山 鹿 市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)
1人当たり平均支給額 19,006 千円	

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）	662千円
--------------	-------

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）	4,657千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	56千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）	16%			
手当の種類（手当数）	12			
手当の名称	主な対象職員	主な対象業務	支給実績 (R6度決算)	左記職員に対する支給単価
税滞納処分業務手当	税務担当職員	税滞納処分業務	38千円	1件200円又は1日1,000円
社会福祉業務手当	社会福祉業務従事職員	社会福祉業務	259千円	1日300円又は1件1,000円～2,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業		1日290円
火災出動手当	消防職員	火災現場出動		1回350円
夜間通信指令業務手当	消防職員	夜間通信指令		1日350円
救急出動手当	消防職員	救急現場出動		1回250円～300円
特定行為手当	消防職員	特定行為	4,359千円	1回600円
機関員手当	消防職員	機関員出動		1回50円
水難救助出動手当	消防職員	水難救助現場出動		1回350円
潜水作業手当	消防職員	潜水作業		1回350円
毒劇物処理手当	消防職員	毒物処理		1回2,600円
査察手当	消防職員	査察業務		1日100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	84,582千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	199千円
支給実績（R5年度決算）	70,665千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	165千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R6年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○その他の扶養親族 1人 6,500円 ○加算措置 16~22歳年度までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ		58,650千円
住居手当	○借家の場合 28,000円まで	同じ		31,058千円
通勤手当	○自動車などを利用する場合 2,000円~31,600円 ○バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円まで	同じ		28,191千円
管理職手当	定額化 36,000円~62,000円	同じ		33,624千円
単身赴任手当	距離による	同じ		0千円
休日勤務手当	勤務時間による	同じ		22,943千円
夜間勤務手当	勤務時間による	同じ		5,776千円
宿日直手当	勤務及び災害対応による	同じ		830千円
管理職 特別勤務手当	勤務時間による	同じ		0千円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等				
給 料	市長 副市長	835,000円 648,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 市長 985,000円／391,500円 副市長 790,000円／420,000円			
報 酬	議長 副議長 議員	410,000円 375,000円 353,000円	議長 545,000円／230,000円 副議長 475,000円／200,000円 議員 442,000円／180,000円			
期末手当	市長 副市長	(R5年度支給割合) 3.40月数 加算措置：有				
	議長 副議長 議員	(R5年度支給割合) 3.40月数 加算措置：有				
退職手当	市長 副市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×0.4×在職月数 16,032,000円 (任期毎) 給料月額×0.3×在職月数 9,331,200円 (任期毎)				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

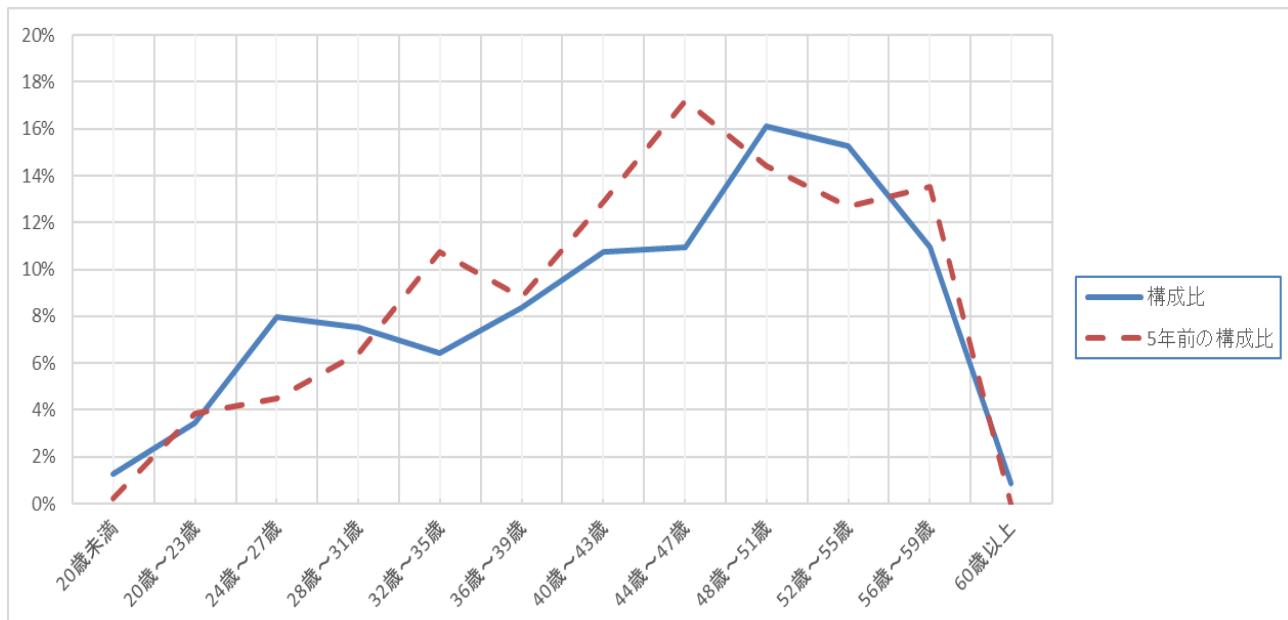
## 6 職員数の状況（各年度4月1日現在）

### （1）部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年度	令和6年度		
一般行政	議会	5	5	0	事務の見直し及び退職不補充  【参考】（令和6年4月1日） 人口1万当たり職員数 68.96名 類似団体の " 85.28名
	総務	91	91	0	
	税務	18	17	△1	
	農林水産	42	41	△1	
	商工	23	26	3	
	土木	31	30	△1	
	民生	81	89	7	
	衛生	37	32	△5	
	小計	328	331	3	
特別	教育	56	54	△2	事務の見直し及び退職不補充
	消防	81	80	△1	
	小計	137	134	△3	
普通会計合計		465	465	0	【参考】（令和6年4月1日） 人口1万当たり職員数 96.88名 類似団体の " 109.56名

（注） 職員数は臨時職員及び非常勤職員を除く一般職に属する職員である。

### （2）年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	16人	37人	35人	30人	39人	50人	51人	75人	71人	51人	4人	465人

### (3) 職員数の推移

年度 部 門	(参考) 令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	増減累計
普通会計 ※消防職員を除く	402 (398)	390 (393)	384 (394)	384 (406)	385 (407)	— (405)	△17
消防職員	79 (79)	80 (80)	80 (80)	81 (82)	80 (84)	— (85)	1

(注) 1 第4次定員管理計画始期(令和2年)及び計画期間(令和3年～令和7年の5年間)における各年度4月1日現在の職員数。

2 ( ) 内は、計画目標職員数。

3 増減累計は計画始期(令和2年度)に対する現年度職員数の増減である。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間等の状況（通常勤務職場）

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日・日曜日

### (2) 休暇の設置状況

事 由	期 間
年次有給休暇	20 日以内
病気休暇	90 日以内
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇 5 日以内
	妊娠中の通勤緩和 1 日に 1 時間を越えない範囲で必要と認める時間
	妊娠障害休暇 9 日以内
	産前休暇・産後休暇 出産予定日以前 8 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)から出産の日まで
	出産の日の翌日から 8 週間
	育児時間休暇 子が 3 歳になるまで、1 日に 2 回各 45 分
	配偶者育児参加休暇 (配偶者の出産予定日以前 8 週間から) 出産の日以後 1 年を経過するまでの期間で 5 日以内
	配偶者出産補助休暇 3 日以内
	子の看護休暇 子が中学校に就学するまで、暦年に 5 日以内
	忌引休暇 繰柄に応じて 1 日から 7 日
	夏季休暇 5 日以内

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

### （1）懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分である。

### （2）分限処分の状況（令和6年度）

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	0	0	4	0	4

(注) 分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分である。

## 9 職員の服務の状況（令和6年度）

### 育児休業の取得状況

	育児休業取得者数
男 性	3
女 性	16
計	19

## 10 職員の研修状況（令和6年度）

新規採用職員研修（年3回開催）	15名
派遣研修 市町村アカデミー	1名
国際文化研修所	3名
NOMA 研修	13名
地域経営部会	3名
熊本県市町村職員研修協議会研修	101名
情報発信研修	71名
パワーハラスメント研修	51名
熊本連携中枢都市圏研修 5回開催（各自申込）	
定住自立圏合同研修	91名
人事交流等（県・広域等）	5名

## 1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和 6 年度）

### （1）健康診断の状況

区分	受診者数
定期健康診断	621 人
人間ドック（共済組合助成）	282 人・配偶者等 17 人

### （2）福利厚生費

事業名	金額
健康診断事業	10,158,467 円
ストレスチェック診断事業	262,129 円
予防接種事業	0 円

## 1 2 採用の状況（令和 6 年度）

### 採用試験（令和 5 年度中実施）

職種	申込者数	第1次試験受験者数 A	第1次試験合格者数	第2次試験合格者数 B	倍率 A/B
一般事務（大卒）	29	17	10	7	2.4
一般事務（高卒）	30	21	11	5	4.2
社会人経験者	20	18	6	2	9.0
土木（高卒）	4	3	3	1	3.0
建築（大卒）	2	2	2	0	0.0
保育士	11	9	4	2	4.5
保健師	4	4	3	2	2.0
消防（高卒）	17	10	8	3	3.3

## 1 3 職員の任免等に関する状況（令和 6 年度）

### （1）職員の任免状況

職種	採用者数	退職者数
事務	11	16
保育士	2	0
保健師	2	6
調理師	-	1
管理栄養士	0	0
消防	2	2
計	17	25

(2) 職員の再就職に関する状況（離職時に課長級以上であった職員）  
令和6年度中退職者のうち再就職した旨の届出があった者 0人

14 措置要求、不服申立ての状況（令和5年度）

内 容	実 績
勤務条件に関する措置の要求の状況	無
不利益処分に関する不服申立ての状況	無

**令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表**  
特定事業主名:熊本県山鹿市

**1. 全職員に係る情報**

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.0%
全職員	93.2%

**2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報**

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

**(1) 役職段階別**

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.3%
本庁課長相当職	94.9%
本庁課長補佐相当職	103.8%
本庁係長相当職	98.9%

**(2) 勤続年数別**

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.4%
31～35年	89.2%
26～30年	94.1%
21～25年	89.0%
16～20年	93.6%
11～15年	90.9%
6～10年	95.4%
1～5年	95.8%

**【説明欄】**

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は66.1%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となるまでの年度単位で算出している。